

大阪府経常建設共同企業体取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、大阪府が発注する土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事を適正に施工するため、経常建設共同企業体（中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、経営力・施工力を強化する目的で結成したもの（以下「共同企業体」という。））の取扱いについて、必要な事項を定める。

(構成員の要件)

第2条 共同企業体の全ての構成員は、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「建設工事競争入札参加資格者」という。）で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第4項に規定する特定建設業の許可を受けている者でなければならない。

(構成員の数)

第3条 一の共同企業体の構成員の数は2又は3とし、その内の1者以上は府内業者（大阪府の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条にいう主たる営業所を置く者）でなければならない。

(構成員の組合せ)

第4条 構成員の組合せは、直近2等級に属する者でなければならない。

2 登録期間中の構成員の変更並びに代表構成員の交代は、行うことができないものとする。

(結成の方法)

第5条 共同企業体の結成は、建設工事競争入札参加資格者間における自主方式とする。

(出資比率の最小限度)

第6条 各構成員の出資比率は、構成員が2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上とする。

(代表者の選定)

第7条 共同企業体の代表者は等級区分が上位若しくは同等以上であり、かつ出資比率が最大若しくは同等以上の者とする。

(登 錄)

第8条 共同企業体を結成し、大阪府に入札参加の申請をした者は、第2条から第7条までの規定に基づく資格審査を経たのち、経常建設共同企業体資格者名簿に登録される。

- 2 一の建設工事競争入札参加資格者が登録できる共同企業体の数は、1とする。
3 一の共同企業体が登録できる業種の数は、1とする。
4 登録の有効期間は、申請年度の翌年度の1年間とする。

(等級区分)

第9条 共同企業体の等級区分は、大阪府入札参加資格審査要綱により実施する。

(指名)

第10条 共同企業体の指名（大阪府建設工事指名審査要綱（以下「要綱」という。）

第1条に規定する指名をいう。）は、前条により等級区分された等級をもとに、要綱第3条の規定に準じて行う。

附 則

この要領は、昭和59年4月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成元年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成10年7月21日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年2月26日から実施し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年12月26日から実施し、第3条の構成員の数については平成16年度分から適用する。

附 則

この要領は、平成16年11月10日から実施し、第7条の代表者の選定については平成17年度分から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から実施する。